

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第3章 国税の納付及び徴収</p> <p style="text-align: center;">第1節 国税の納付</p> <p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p><u>（災害その他やむを得ない理由）</u></p> <p><u>5 令第6条の3ただし書《電子情報処理組織を使用する方法による納付の手続に係る法定納期限の特例》の「災害その他やむを得ない理由」とは、法第34条第2項に規定する特定納付方法による同項に規定する国税の納付の不能に直接因果関係を有するお</u> <u>おむね第11条関係の1《災害その他やむを得ない理由》の(1)及び(2)に定める事実並び</u> <u>に金融機関の通常の業務を阻害するやむを得ない事実（金融機関の責めに帰すべきも</u> <u>のを除く。）をいう。</u></p> <p><u>（その承認する日）</u></p> <p><u>6 令第6条の3ただし書の「その承認する日」は、災害その他やむを得ない理由のやん</u> <u>だ日から2日を経過した日とする。</u></p> <p><u>（この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有する者）</u></p> <p><u>7 法第34条第5項の「この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの」には、</u> <u>出張や旅行により法の施行地外の地域（以下7において「国外」という。）において宿</u> <u>泊施設に滞在する者など、国外に住所又は居所に類する場所を有する者を含むものと</u> <u>する。</u></p>	<p style="text-align: center;">国税通則法基本通達（徴収部関係）目次</p> <p style="text-align: center;">第3章 国税の納付及び徴収</p> <p style="text-align: center;">第1節 国税の納付</p> <p style="text-align: center;">第34条関係 納付の手続</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有する者）</u></p> <p><u>5 法第34条第4項の「この法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するもの」には、</u> <u>出張や旅行により法の施行地外の地域（以下5において「国外」という。）において宿</u> <u>泊施設に滞在する者など、国外に住所又は居所に類する場所を有する者を含むものと</u> <u>する。</u></p>

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>(送金した日)</p> <p><u>8</u> 法第34条第5項の「送金した日」とは、国外納付者（同項に規定する国外納付者をいう。）から送金の指示を受けた金融機関の国外営業所等（同項に規定する国外営業所等をいう。）が送金を実行した日をいう。</p>	<p>(送金した日)</p> <p><u>6</u> 法第34条第4項の「送金した日」とは、国外納付者（同項に規定する国外納付者をいう。）から送金の指示を受けた金融機関の国外営業所等（同項に規定する国外営業所等をいう。）が送金を実行した日をいう。</p>
<p>第34条の2関係 口座振替納付に係る納付書の送付等</p> <p>(その承認する日)</p> <p>4 第34条関係の6《その承認する日》の取扱いは、令第7条の「その承認する日」について準用する。</p>	<p>第34条の2関係 口座振替納付に係る納付書の送付等</p> <p>(その承認する日)</p> <p>4 令第7条の「その承認する日」は、災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2日を経過した日とする。</p>